

令和5年12月20日

「北区の給与・定数管理等について」

北区総務部職員課

北区の給与・定数管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

住民基本 台帳人口 <small>(令和5年1月1日現在)</small>	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)	(参考) 令和3年度の 人件費率
353,732 人	175,889,006 千円	8,717,122 千円	25,191,911 千円	14.3%	15.2%

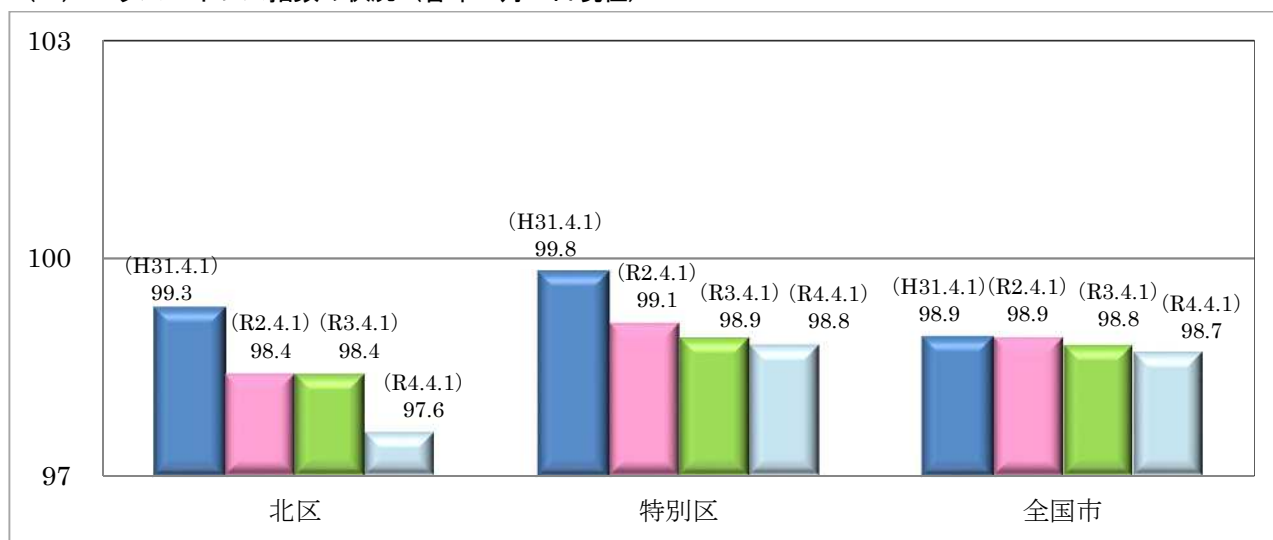
- (注) 1 人件費には特別職に支給される給与、報酬等も含まれます。
2 普通会計とは、一般会計と他の会計とを合算したものから、会計間の重複を除いた額です。

(2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B) / (A)	(参考) R3年度の 一人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
2,660 人 (180 人)	8,788,641 千円	3,361,025 千円	4,170,417 千円	16,320,083 千円	6,135 千円	6,129 千円

- (注) 1 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。
2 職員手当には退職手当、児童手当は含まれていません。
3 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	【参考】 国の改定率 (人事院勧告)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和5年度	383,184円	379,462円	3,722円 (0.98%)	0.98%	0.98%	1.1%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	【参考】 国の年間 支給月数 (人事院勧告)
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	4.64月	4.55月	0.09月	0.10月	4.65月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 月例給

[実施 未実施]

[給料表の改定実施時期]

平成27年4月1日

[内容]

行政職給料表(一)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。他の給料表については、行政職給料表(一)給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

[支給割合]

20% (国基準の20%と同等)

[実施時期]

平成27年4月1日から実施。

③ その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北区	40.2歳	297,235円	418,297円	374,512円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
北区	51.6歳	167人	278,522円	369,498円	341,348円
うち清掃作業員	49.7歳	125人	276,634円	376,182円	341,660円
うち用務員	57.1歳	41人	285,337円	351,306円	342,188円
東京都	50.5歳	1,241人	287,646円	388,055円	354,902円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円

【参考】

北区 での区分	民間				年収ベース（試算値）の比較		
	民間類似 職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
清掃 作業員	廃棄物処理業 従業員	47.0歳	306,000円	1.23	5,986,231円	4,266,500円	1.40
用務員	用務員	49.1歳	236,600円	1.48	5,676,469円	3,187,900円	1.78

③ 幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北区	37.8歳	302,808円	416,647円
東京都	40.0歳	337,727円	437,064円

(注) 1 平均給料月額とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、平均給与月額（国ベース）とは、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当、特殊勤務手当などを除いたもの）で算出しています。

3 技能労務職の内訳は、職員数の多い上位2職種です。

4 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成31～令和3年の3年平均）

5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

6 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍し

たものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

7 幼稚園教育職の「東京都」のデータは、小中学校教育職のものであります。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		北区	東京都	国
一般 行政職	大学卒	188,200円	187,900円	総合職 189,700円 一般職 185,200円
	高校卒	152,100円	152,200円	154,600円
技能労務職		144,300円	149,600円	
教育職 (幼稚園)	大学卒	199,500円	201,900円	
	短大卒	182,500円	185,800円	

(注) 1 「東京都」の「教育職（幼稚園）」のデータは、小中及び高等学校教育職のものであります。

2 国の初任給は、令和5年人事院勧告前の金額です。

3 技能労務職の初任給は、職種により異なります。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

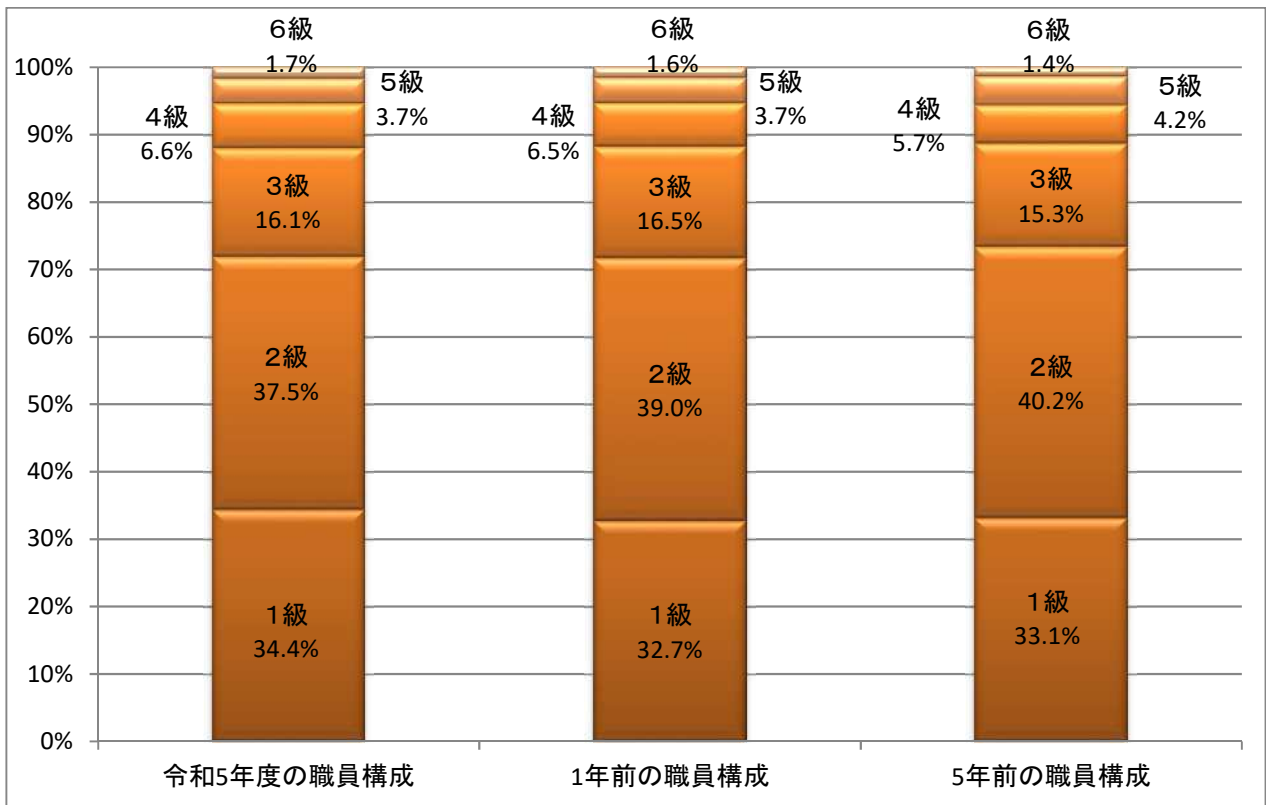
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,862円	323,362円	355,276円
	高校卒	205,800円	243,600円	—
技能労務職		—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

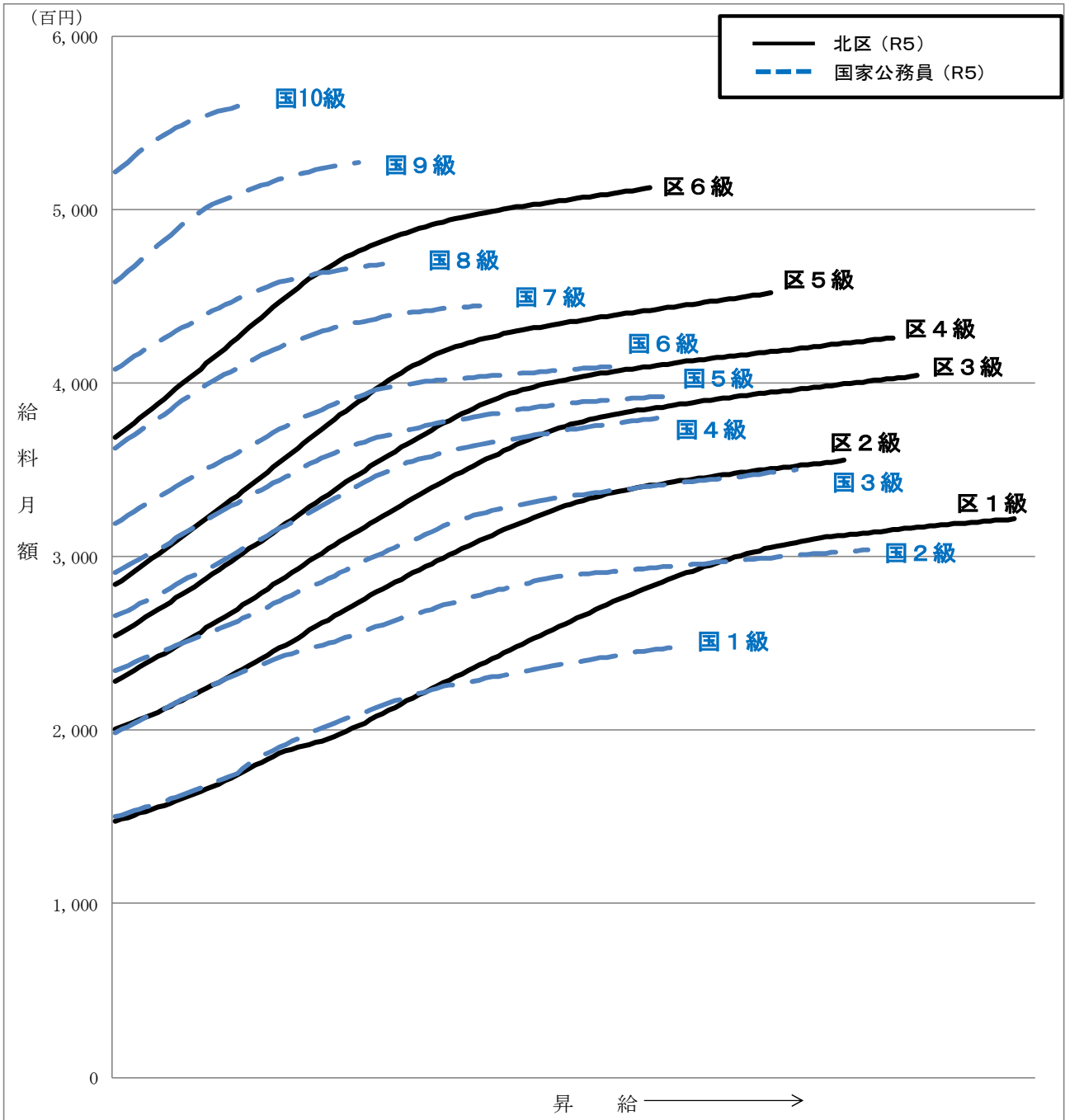
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長の職務	28人(0人)	1.7%(0%)	368,900円	512,600円
5級	課長の職務	60人(0人)	3.7%(0%)	283,900円	452,100円
4級	課長補佐の職務	107人(0人)	6.6%(0%)	254,300円	426,300円
3級	係長又は主査の職務	262人(1人)	16.1%(0.8%)	228,500円	404,400円
2級	主任の職務	610人(118人)	37.5%(97.5%)	200,500円	355,500円
1級	係員の職務	559人(2人)	34.4%(1.7%)	147,500円	321,900円

- (注) 1 北区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和5年4月1日現在）

北区				東京都		国		
一人当たり平均支給額 (4年度)		1,613千円		1,844千円				
区分	一般職員		管理職員		一般職員		一般職員	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.40月分 (1.35月分)	2.15月分 (1.05月分)	2.00月分 (1.15月分)	2.55月分 (1.25月分)	2.40月分 (1.35月分)	2.15月分 (1.05月分)	2.40月分 (1.35月分)	2.00月分 (0.95月分)
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 5～20% ・ 管理職加算 15～20%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 3～20% ・ 管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

区分	北区		国	
	普通	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	2,783千円	20,720千円		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	1,809,004千円		
支給職員一人当たり平均支給年額（4年度決算）	680,077円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 (4年度)	国の制度（支給率）
北区	20.0%	2,660人	20.0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			97.6% (97.6%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+北区の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (4年度決算)		30,098 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (4年度決算)		120,876 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (4年度)		9.4%	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉事務所等 現業手当	生活福祉課に 勤務する職員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法等に定める業務を行うため家庭を訪問した場合等	日額 440 円等
特定現場 危険手当	建築課に 勤務する職員等	建築物等の建設現場において、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所 で工事監督及び検査業務に従事した場合等	日額 290 円等
感染症 接触手当	保健所に 勤務する職員等	感染症予防法に規定する二類感染症及び三類感染症の患者等に接触した場合等 【特例】新型コロナウイルス感染症の患者等に接触した場合等	日額 310 円等 日額 4000 円等
有毒薬物 取扱手当	保健所に 勤務する職員	亜硫酸等を使用し、又は使用により発生する毒物に堪えて試験研究、検査及び作業に従事した場合	日額 190 円
清掃業務 従事手当	清掃事務所に 勤務する職員等	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事した場合	日額 700 円
一時保護 業務手当	児童相談所等の業務 に従事する職員	児童福祉法に定める児童の一時保護業務に従事した場合	日額 1,470 円
児童相談所 業務手当	児童相談所等の業務 に従事する職員	児童福祉法に定める児童相談所の業務(一時保護業務を除く)を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した場合	日額 950 円

(5) 時間外勤務手当

令和4年度決算	支給実績	747,607 千円
	職員一人当たり平均支給年額	281,055 円
令和3年度決算	支給実績	787,999 千円
	職員一人当たり平均支給年額	294,910 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度		支給実績 (4年度 決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (4年度 決算)	
扶養手当	配偶者	6,000円	異なる	配偶者	6,500円	141,531 千円	199,059円	
	子	9,000円		子	10,000円			
	その他の扶養親族	各6,000円		その他の扶養親族	各6,500円			
	16歳～22歳までの子への加算措置	各4,000円		16歳～22歳までの子への加算措置	各5,000円			
住居手当	月額家賃27,000円以上を負担する者	8,300円	異なる	賃貸住宅に居住する場合 支給限度額	28,000円	119,023 千円	187,438円	
	加算額	当該年度末現在、27歳までの者						18,700円
	加算額	当該年度末現在、28歳から32歳までの者						9,300円
通勤手当	運賃等相当額 限度55,000円		同じ	/		298,034 千円	121,300円	

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬	期末手当	退職手当
区長	1,147,100円	3.65月分	(算定方式) 退職時給料月額×勤続期間1年につき500/100 (1期の手当額) 22,942,000円 (支給時期) 任期毎
副区長	918,700円	3.65月分	(算定方式) 退職時給料月額×勤続期間1年につき400/100 (1期の手当額) 14,699,200円 (支給時期) 任期毎
議長	923,400円	3.65月分	/
副議長	792,600円	3.65月分	
議員	615,000円	3.65月分	

- (注) 1 退職手当については、任期満了等に伴う退職時に支給されます。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3 区長の退職手当については、東京都北区長の退職手当の特例に関する条例（令和5年6月30日公布）により、現区長の現任期中は、不支給としています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

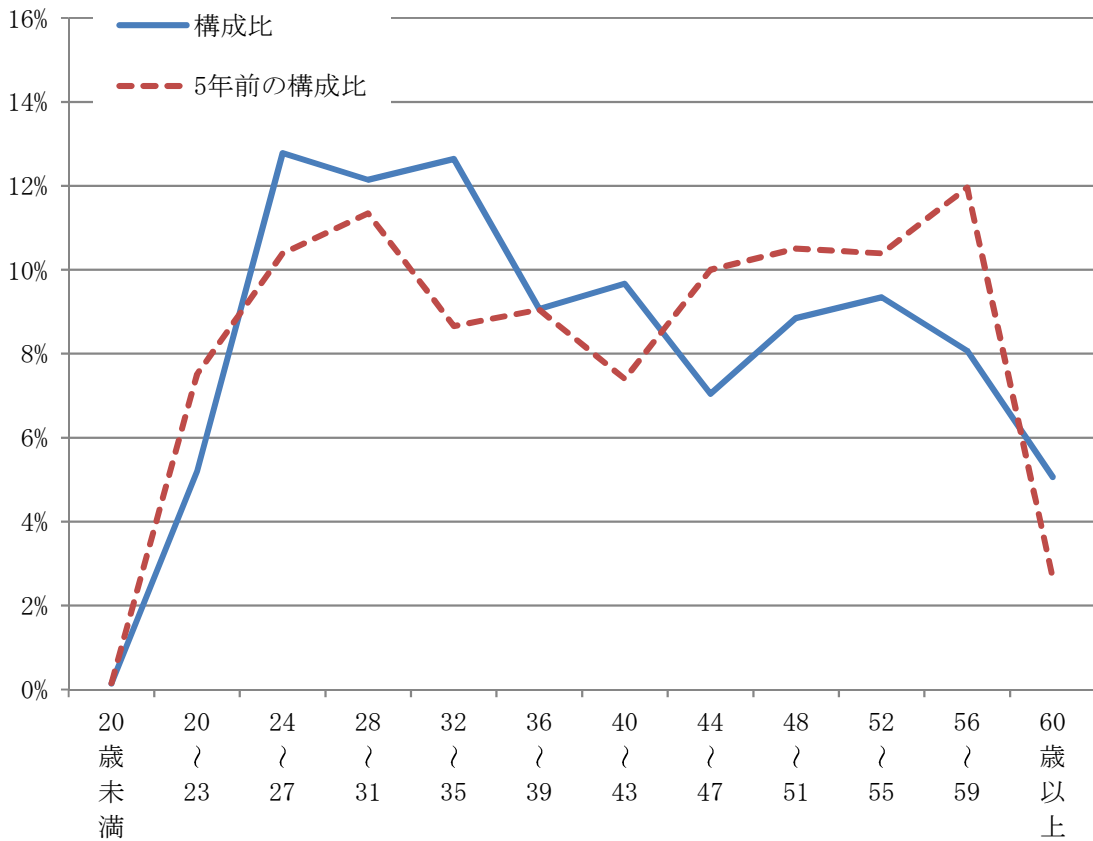
(各年4月1日現在)

			職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
			令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	14	14	0	新庁舎建設に係る組織改正、区民施設の大規模改修に伴う組織改正等	
		総務企画	464	493	29		
		税務	90	90	0		
		民生	1,232	1,232	0		
		衛生	382	386	4		新型コロナウイルス感染症対策に係る事務執行体制の充実等
		労働	0	0	0		
		商工	20	22	2		事務執行体制の充実等
	土木	220	221	1	東京都等への新規派遣等		
		計	2,422	2,458	36	<参考> 人口1万当たりの職員数69人	
		教育	238	238	0		
	小計	2,660	2,696	36	<参考> 人口1万当たりの職員数76人		
公営企業等会計部門	その他	128	129	1	高齢者デジタル活用能力向上に向けた事務執行体制の充実等		
	小計	128	129	1			
合計			2,788 [2,743]	2,825 [2,743]	37	<参考> 人口1万当たりの職員数80人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況



(令和5年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数(人)	4	147	361	343	357	256	273	199	250	264	228	143	2,825

(3) 職員数の推移

(単位：人、%)

部門別	年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		2,253	2,336	2,404	2,435	2,422	2,458	205(9.1%)
教 育		243	238	245	237	238	238	△5(△ 2.1%)
普通会計計		2,496	2,574	2,649	2,672	2,660	2,696	200(8.0%)
公営企業等会計計		113	114	118	121	128	129	16(14.2%)
合 計		2,609	2,688	2,767	2,793	2,788	2,825	216(8.3%)